

**4月7日(日)は
滋賀県議会議員一般選挙の投票日です**

選挙管理委員会 ☎051-655003

【投票日】 **4月7日(日)**
【投票時間】 **7時～20時**

※一部時間を繰り上げる投票所もあります。

○当日投票にいけない人は、期日前投票をしましょう

投票所入場券に「期日前投票宣誓書」を印刷してあります。期日前投票をする際には、事前に記入してお持ちいただく、手続きが早く済みます。ぜひ活用ください。

○投票所変更のお知らせ

次の自治会の人は、投票所が前回(市議選)と異なります。投票所入場券に印刷されている投票所を確認し、お間違えのないようにお越しください。



大事な投票、忘れずに!

【変更となる投票所】

対象自治会	変更後の投票所
東上坂、春近、堀部、保多、垣籠	北郷里まちづくりセンター(多目的ホールB)
今川、日の出、加納、加納新、南田附東、七条新、新栄(一部)	南郷里まちづくりセンター(多目的ホール)
南高田、東高田、地福寺、柳、三和	市民交流センター(ふれあいホール)
唐国、月ヶ瀬	唐国会館
柿ノ木、長田	柿ノ木集会所

固定資産税評価額がご覧になります

国税務課 ☎051-655203

固定資産税額を算出するものとなる平成31年度固定資産評価額を決定しました。新たに決定したのは、昨年中に地価が下落した宅地や利用状況に変更があった土地、完成した新築家屋などです。

市内すべての固定資産の平成31年度固定資産評価額を記載した土地と家屋の縦覧帳簿を無料でご覧いただけます。

【期間】 4月1日(月)～5月31日(金)

8時30分～17時15分

※土日祝日を除く。(木曜日は19時まで)

【場所】 税務課(本庁舎1階)、北部振興局福祉生活課

【縦覧できる人】

○市の固定資産税納税者

○納税者と同一世帯の人

○納税者の委任を受けた人(委任状が必要)

【持ち物】 本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、保険証等)

※土地の納税者は土地の縦覧帳簿のみ、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿のみご覧いただけます。

※ご自身の資産に対して課税されている内容は、5月中旬に送付する課税明細でも確認いただけます。

国民年金の学生納付特例制度について

彦根年金事務所国民年金課 ☎0749-23-1114

学生で本人の前年中所得が一定基準以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。希望される人は左記窓口で申請してください。

【対象】 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍している20歳以上の人

【申請窓口】 保険医療課(本庁舎1階)、北部振興局福祉生活課、各支所、彦根年金事務所

【持ち物】 学生証または在学証明書、印鑑

年金受給者の所在不明届について

彦根年金事務所お客様相談室 ☎0749-23-1116

年金受給者の所在が1か月以上明らかでない場合、その世帯の世帯員の人は、速やかに所在不明についての届出を、お近くの年金事務所へ提出してください。

お届けいただいた後、調査を実施し、受給権者の所在が不明な場合は、年金の支払いを一時中止します。また、年金受給者の所在が明らかになったときは、年金受け取りを再開するための手続きが必要となります。

詳しくは、「ねんきんダイヤル」(☎0570-051165)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

問合せ

彦根年金事務所 お客様相談室
☎0749-23-1116
彦根年金事務所 国民年金課
☎0749-23-1114

平成31年度の国民年金保険料と前納制度

彦根年金事務所国民年金課 ☎0749-23-1114

平成31年度の国民年金保険料は月額16,410円です。

保険料は前納による納付がお得ですので、ぜひご利用ください。

納付書による現金納付では、最大2年(平成31年4月から平成33年3月まで)の前納ができ、割引額は14,520円です。申請の時期により、前納できる期間や割引額が異なりますのでご注意ください。なお、2年前納をご希望の人は4月中旬までに申請をしてください。

※口座振替やクレジットカードによる、平成31年4月分からの2年前納および1年前納は、2月末で受付を終了しています。

【申請窓口】 保険医療課(本庁舎1階)、北部振興局福祉生活課、各支所、彦根年金事務所

【持ち物】 年金手帳

都市計画法第34条図面をホームページで閲覧できます

開発建築指導課 ☎051-699003

4月1日(月)から、都市計画法第34条第11号・第12号に基づき市が条例で指定する区域の図面を、ホームページで閲覧できます。

■指定区域とは

市街化調整区域で一定の要件を満たす場合、一戸建住宅の建築が可能な区域です。なお、建築にあたっては都市計画法の許可を得る必要があります。



▲ホームページ ※4月1日から閲覧可能

こどもらんど子育て支援センター移転改修工事に伴い浅井農村環境改善センターの利用を一時休止します

子育て支援課 ☎051-65514

こどもらんど子育て支援センターの移転に伴い、浅井農村環境改善センターの改修工事を行います。

大変ご迷惑をおかけしますが、左記期間、施設の利用を休止させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

【利用休止期間】

5月1日(水)～9月30日(月)

農繁期の事故に注意しましょう

農業振興課 ☎051-65520

本格的な農繁期を迎え、市内の広い範囲で田起こしや田植えなどの農作業が集中して行われます。

農繁期には一般車両の農道の通行は控えるなど、事故防止に努めましょう。

また農業者の皆さんは次のことに注意してください。

ゆとりをもって安全な農作業を心がけましょう
農業機械を使用する頻度が増え、農作業事故発生の危険性が高まりますので、十分注意しましょう。

道路に落ちた土や泥を清掃しましょう

道路に落ちた土(泥)で車がスリップしたり、乾くと土ぼこりを舞い上げ視界を悪化させるなど、交通事故の原因となるおそれがあります。速やかに除去清掃をしましょう。

農業排水対策を徹底しましょう

代かきから田植え期における河川・びわ湖への濁水流入を抑えるため、肥料を含んだ農業排水を流さないよう管理を徹底しましょう。

美しい観光地づくりを応援します

観光振興課 ☎051-65521

歴史、水辺、緑、芸術等を活かした美しい景観づくり、観光誘客の効果を高める事業に必要な経費の一部を助成します。詳しくは担当課までお問い合わせください。

【募集期間】 4月4日(木)～18日(木)

【対象事業】 美しい観光地づくり推進事業

(補助率1/2、補助限度額200万円)

※応募多数の場合は補助できない場合があります。